

嘉麻市地域整備基本計画の 一部変更

令和元年6月3日
新庁舎建設設置本部会議決定

嘉麻市の組織機構の変更に伴う条例改正などにより、以下のとおり「嘉麻市地域整備基本計画」の内容を一部変更・追加するものである。

変更内容

(1) 地域整備基本計画 87 ページ 碓井地域の土地利用・整備方針中

変更後	変更前
①碓井庁舎を利活用し、支所及び教育委員会・子育て支援担当課・男女共同参画担当課（当面の間）を設置（教育研究所・碓井地区公民館・男女共同参画取組支援拠点施設についても併設）します。	①碓井庁舎を利活用し、支所及び教育委員会（当面の間）を設置（教育センター・碓井地区公民館についても併設）します。

(2) 地域整備基本計画 88 ページ 《設定理由》の文章中

変更後	変更前
<p>・・・、平成28年度に耐震補強工事も実施している碓井庁舎に支所と当面の間（令和2年度から令和8年度）教育委員会・子育て支援担当課・男女共同参画担当課を設置します。</p> <p>（省略）</p> <p>・・・、そこに、支所及び教育委員会・子育て支援担当課・男女共同参画担当課を設置（教育研究所・碓井地区公民館・男女共同参画取組支援拠点施設についても併設）することで、・・・</p>	<p>・・・、平成28年度に耐震補強工事も実施している碓井庁舎に支所と当面の間（平成32年度から平成38年度）教育委員会を設置します。</p> <p>（省略）</p> <p>・・・、そこに、支所及び教育委員会を設置（教育センター・碓井地区公民館についても併設）することで、・・・</p>

(3) 地域整備基本計画 91 ページ 文章中

変更後	変更前
碓井庁舎は、当面の間、支所と教育委員会・子育て支援担当課・男女共同参画担当課（教育研究所・碓井地区公民館・男女共同参画取組支援拠点施設についても併設）が設置されますが、・・・	碓井庁舎は、当面の間、支所と教育委員会（教育センター・碓井地区公民館についても併設）が設置されますが、・・・

(4) 地域整備基本計画 94 ページ

図6-12.碓井庁舎内の支所等の配置イメージ

※配置図については前述の内容を踏まえレイアウト等変更を行うこととする。

基本計画の変更について

地域整備基本計画P87から抜粋

図 6-9. 現況庁舎及び検討対象敷地

教育委員会・子育て支援担当課・男女共同参画担当課（当面の間）

碓井地域における庁舎敷地内の活用方針は、以下のとおりとします。

碓井地域の土地利用・整備方針

- ① **碓井庁舎**を利活用し、**支所及び教育委員会（当面の間）**を設置（**教育センター**・碓井地区公民館についても併設）します。
・男女共同参画取組支援拠点施設
- ② 碓井庁舎、碓井琴平文化館や道の駅うすい等の既存施設を有効活用し、**相互にいかしながら回遊性のある地域整備**を行います。
- ③ 道の駅うすいや民間商業施設が集積していることから、**商業振興拠点として整備**を行い、地域の活性化を行います。

教育研究所

地域整備基本計画P88から抜粋

〈設定理由〉

新庁舎の規模設定は、職員適正化計画の目標最終年度である平成 39 年度 350 人体制を想定しており、新庁舎建設当初においては全職員の配置が不可能です。そのため、4 庁舎の中で 1 番新しく、平成 28 年度に耐震補強工事も実施している碓井庁舎に支所と当面の間（平成 32 年度から平成 38 年度）**教育委員会**を設置します。

（令和2年度から令和8年度）教育委員会・子育て支援担当課・男女共同参画担当課

碓井庁舎周辺には、多くの教育文化施設が狭い範囲で集約されています。また、小中学校や金融機関も近接で立地しており、そこに、支所及び**教育委員会**を設置（**教育センター**・碓井地区公民館についても併設）することで、新たな連携が生まれ、相互に回遊性をもつことができる**拠点**が**できます**。
・男女共同参画取組支援拠点施設

教育研究所

周辺には、道の駅うすいといった商業施設や民間商業施設もコンパクトに集積しているため、更なるにぎわいをもたせるためにも、業地域としての整備を行います。

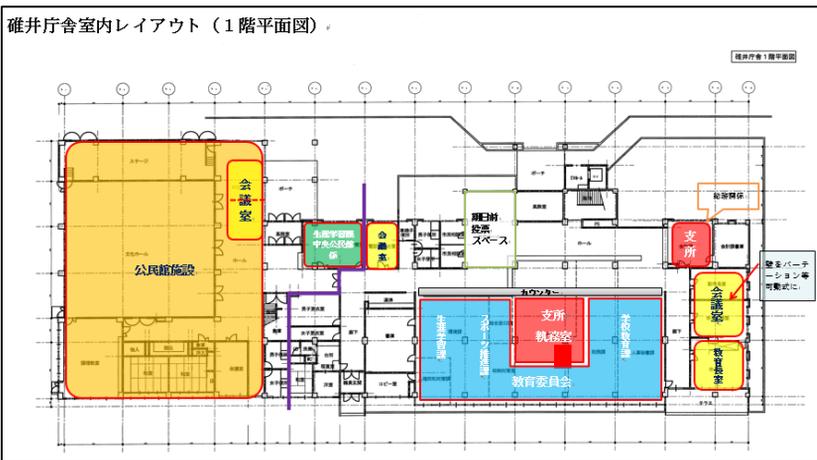
教育研究所

・男女共同参画取組支援拠点施設

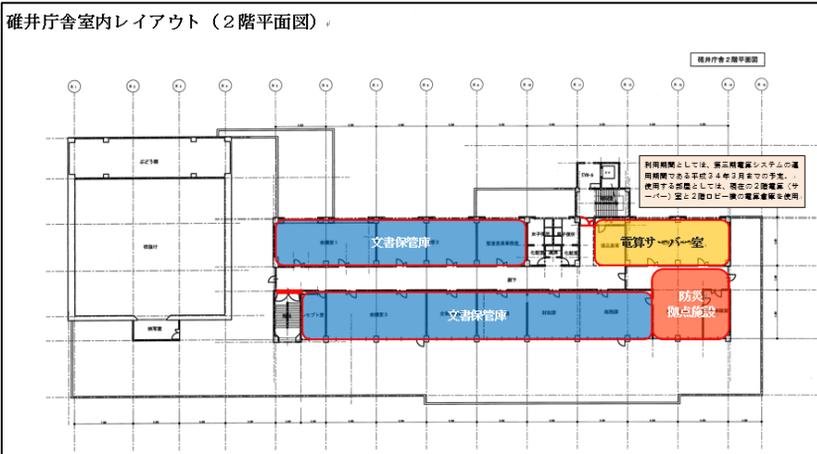
碓井庁舎は、当面の間、支所と教育委員会、**教育センター**・碓井地区公民館についても併設)が設置されますが、将来の建替え時に、**子育て支援担当課・男女共同参画担当課** 一体的な利活用を行う必要があるため、定期借地等も含めた方法を検討し、将来の計画に支障とならないことを基本とします。

そのため、**将来の利活用のイメージを条件**として二段階選定方式による一般競争入札を行い、活用方針の水準を担保しながら価格を最大化することが想定されます。

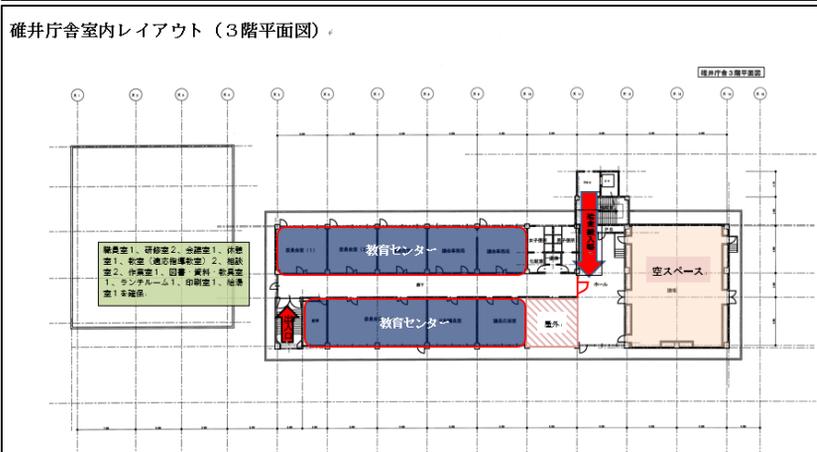
碓井庁舎室内レイアウト（1階平面図）



碓井庁舎室内レイアウト（2階平面図）



碓井庁舎室内レイアウト（3階平面図）



地域整備基本計画の変更点に合わせてレイアウト等の変更を行う。

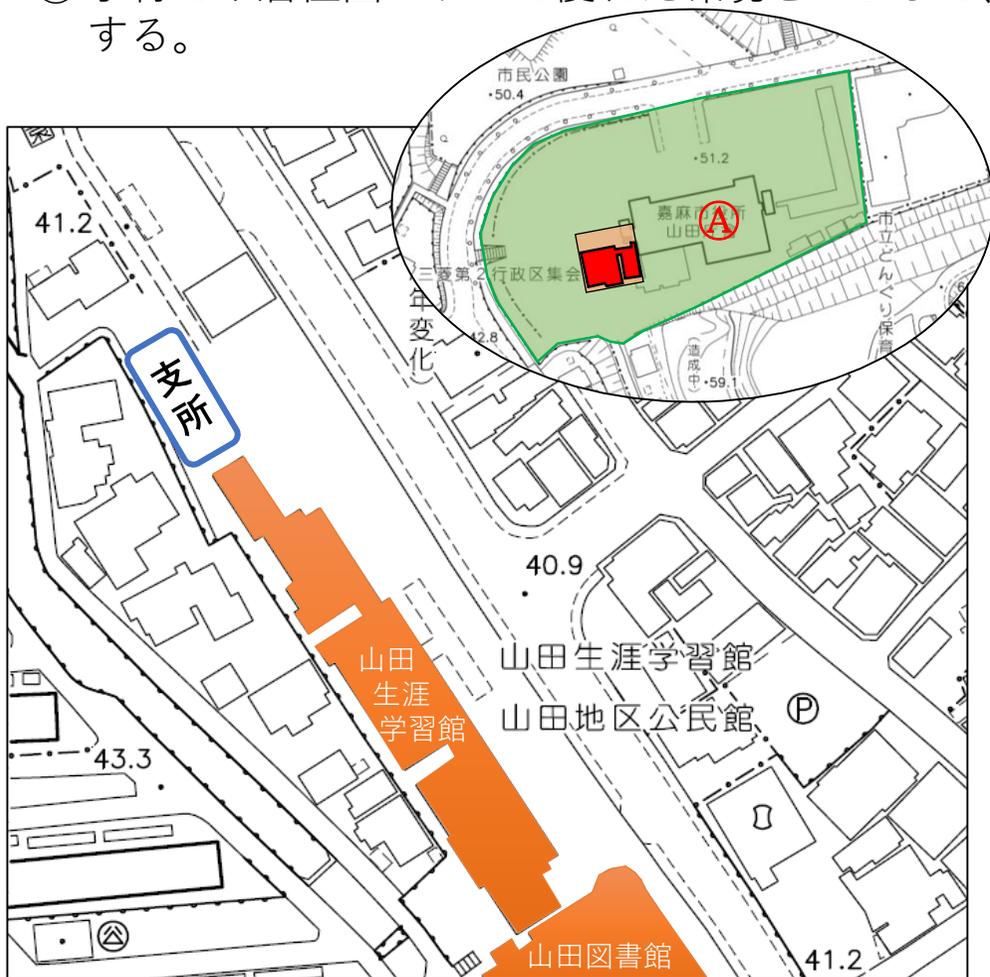
令和元年6月3日嘉麻市地域整備基本計画の一部変更補足資料

本資料は、平成30年3月策定の嘉麻市地域整備基本計画の一部変更(令和元年6月3日嘉麻市新庁舎建設設置本部会議決定)を踏まえ、各地域の土地利活用・整備方針に及び現状スケジュールについてまとめた資料です。

各地域の土地利用・整備方針について（令和元年6月現在）

1 山田地域の土地利用・整備方針

- ① 地域振興やコミュニティ拠点としての支所は、山田生涯学習館敷地内に設置し、近隣施設等と一体化したコンパクトなまちづくりを行う。
- ② **A**山田庁舎は、建物の老朽化や耐震性を考慮し除却する。
- ③ 子育てや居住面において優れた環境をいかして、庁舎跡地は、定住促進ができる敷地として活用する。



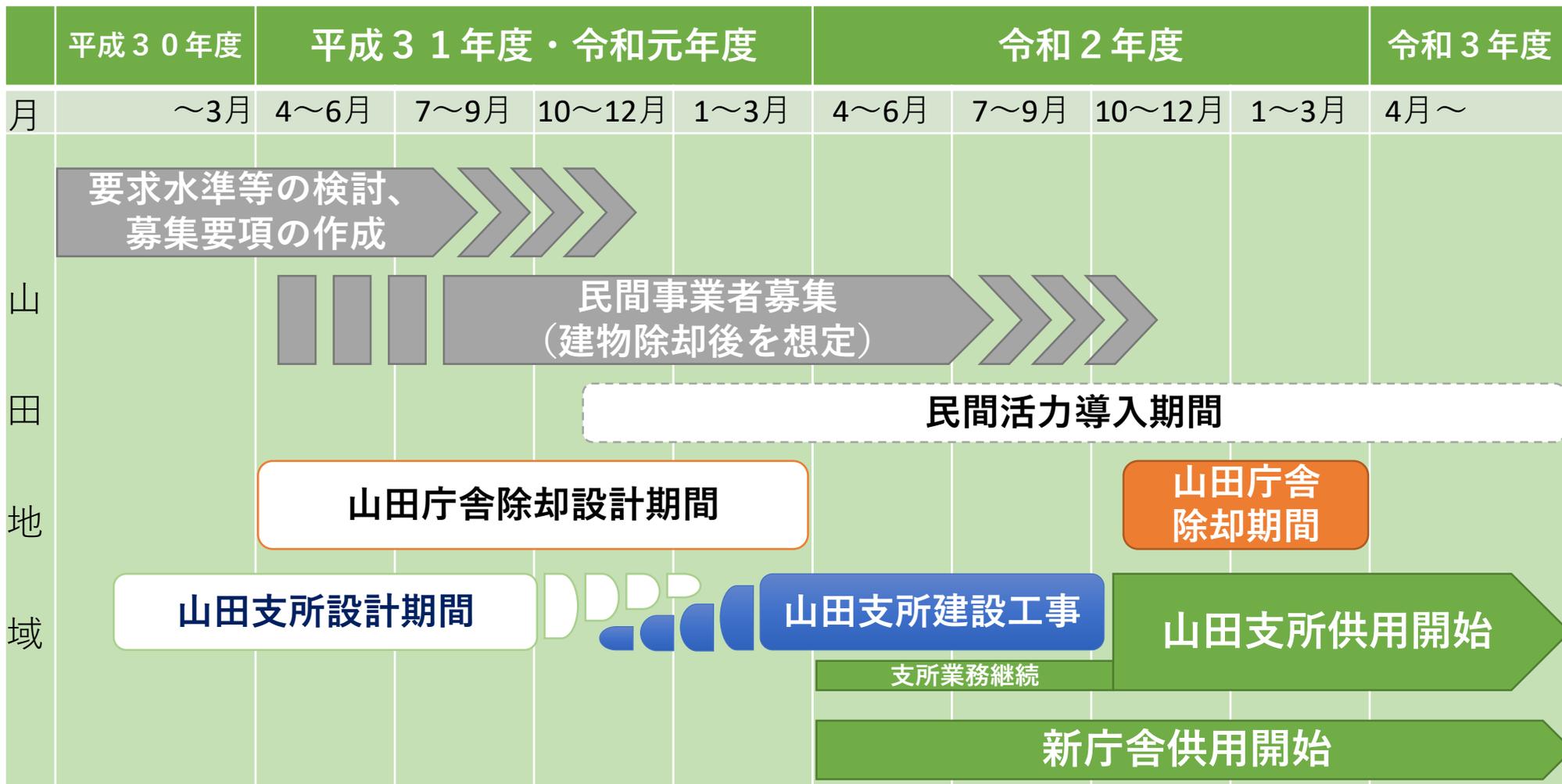
2 山田地域の利活用方針

山田庁舎跡地の利活用方針は、「定住促進」を基本としている。まずは、民間事業者が定住促進を進めるための事業用地として活用することを前提とする。



各地域の土地利活用・整備方針について（令和元年6月現在）

3 山田地域の整備スケジュール

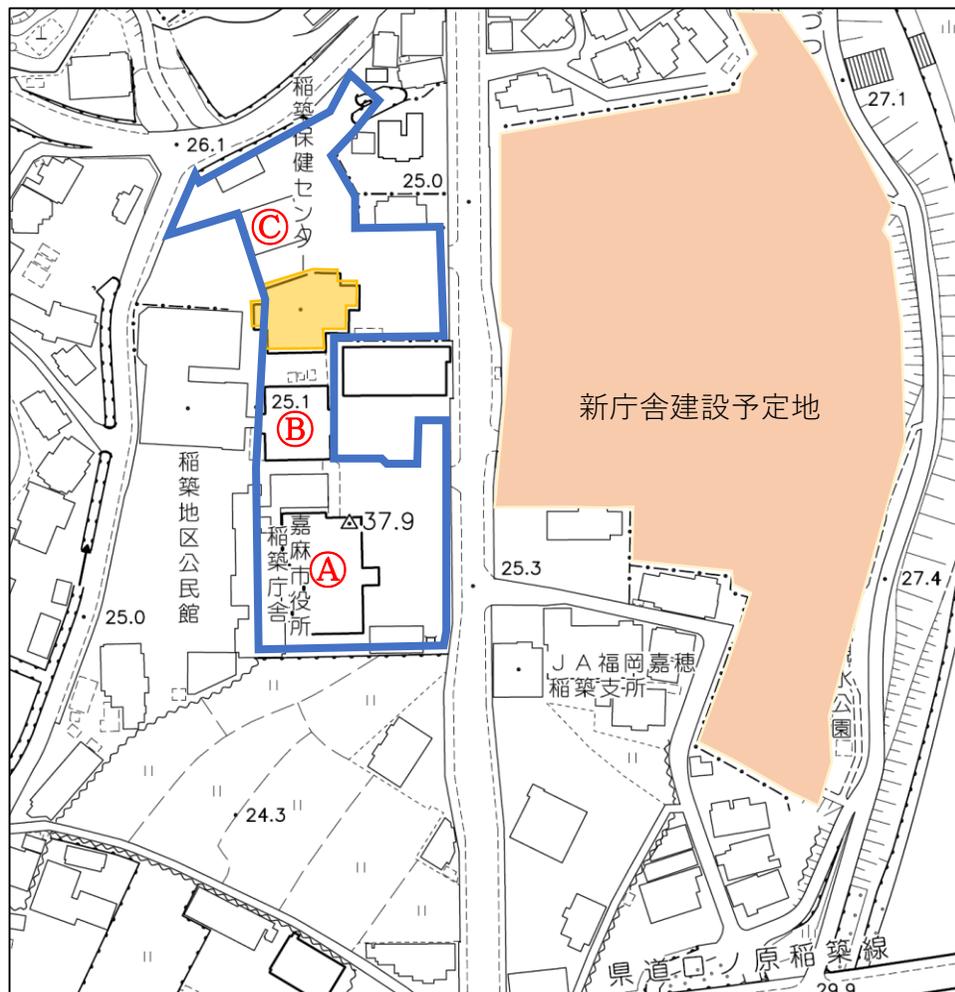


※民間活力の活用については平成29年度策定の基本計画に基づき、平成30年11月から12月にかけて庁舎等建物付きの跡地利活用の公募を行ったところですが、具体的な提案が出なかったことから、計画に従い、建物除却を前提とした民間活力を導入するための公募を行います。

各地域の土地利用・整備方針について（令和元年6月現在）

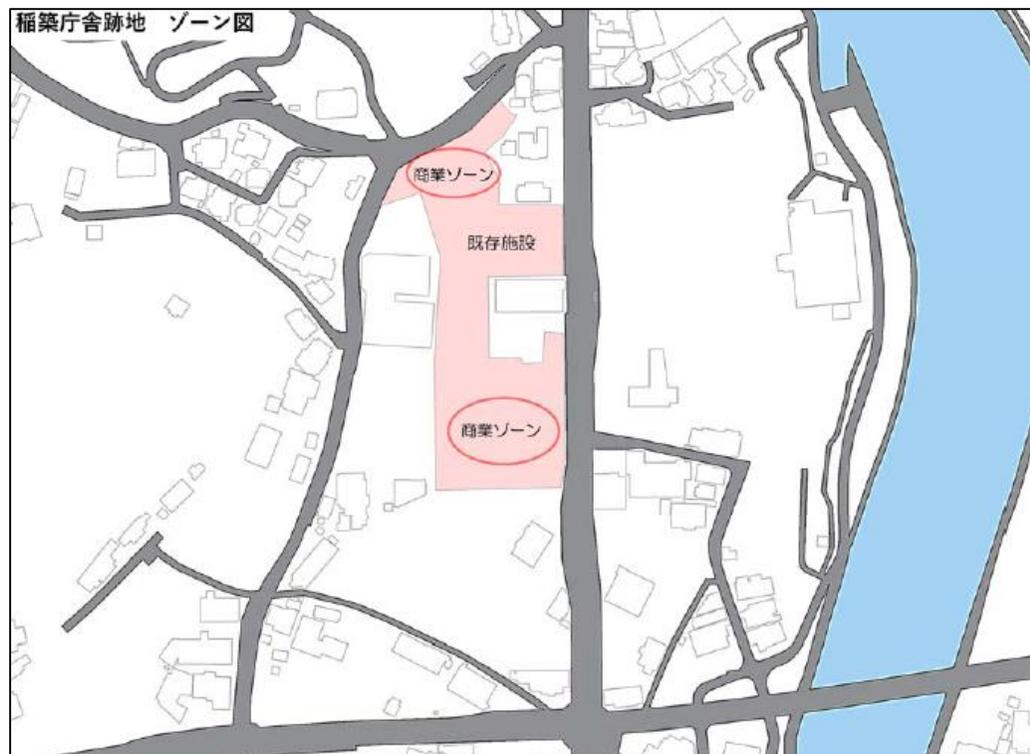
1 稲築地域の土地利用・整備方針

- ① **Ⓐ**稲築庁舎、**Ⓑ**稲築母子健康センター・稲築住民センター及び**Ⓒ**稲築庁舎別館4（旧稲築町労働会館）を除却し、一体的な土地利用ができるように整理する。
- ② 行政機能拠点として地域振興を図るため、庁舎跡地の参画しやすい立地条件をいかし、民間譲渡区画として整備する。



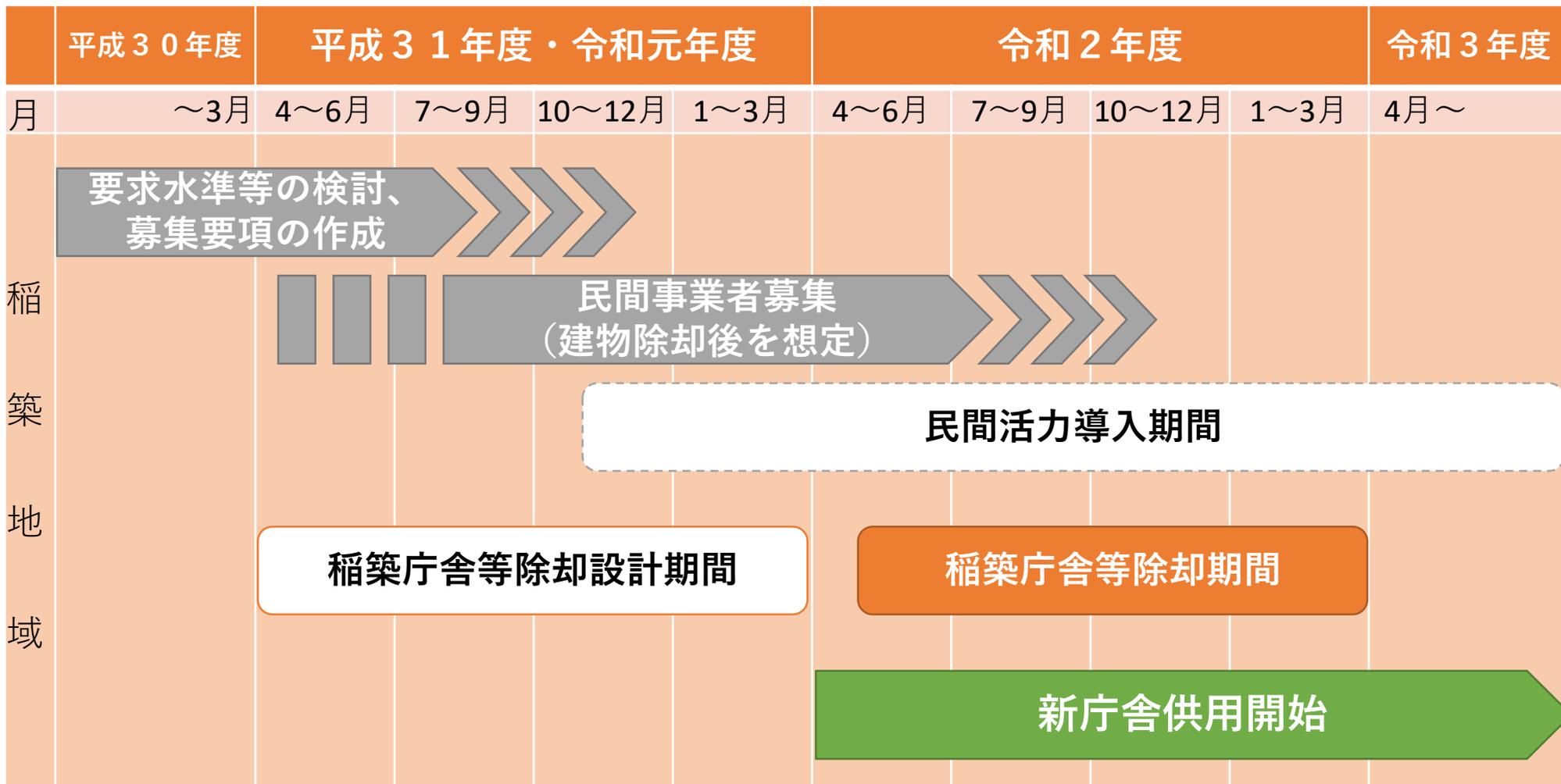
2 稲築地域の利活用方針

稲築庁舎跡地の利活用方針は、民間事業者用地として活用することを前提とする。



各地域の土地利活用・整備方針について（令和元年6月現在）

3 稲築地域の整備スケジュール



※民間活力の活用については平成29年度策定の基本計画に基づき、平成30年11月から12月にかけて庁舎等建物付きの跡地利活用の公募を行ったところですが、具体的な提案が出なかったことから、計画に従い、建物除却を前提とした民間活力を導入するための公募を行います。

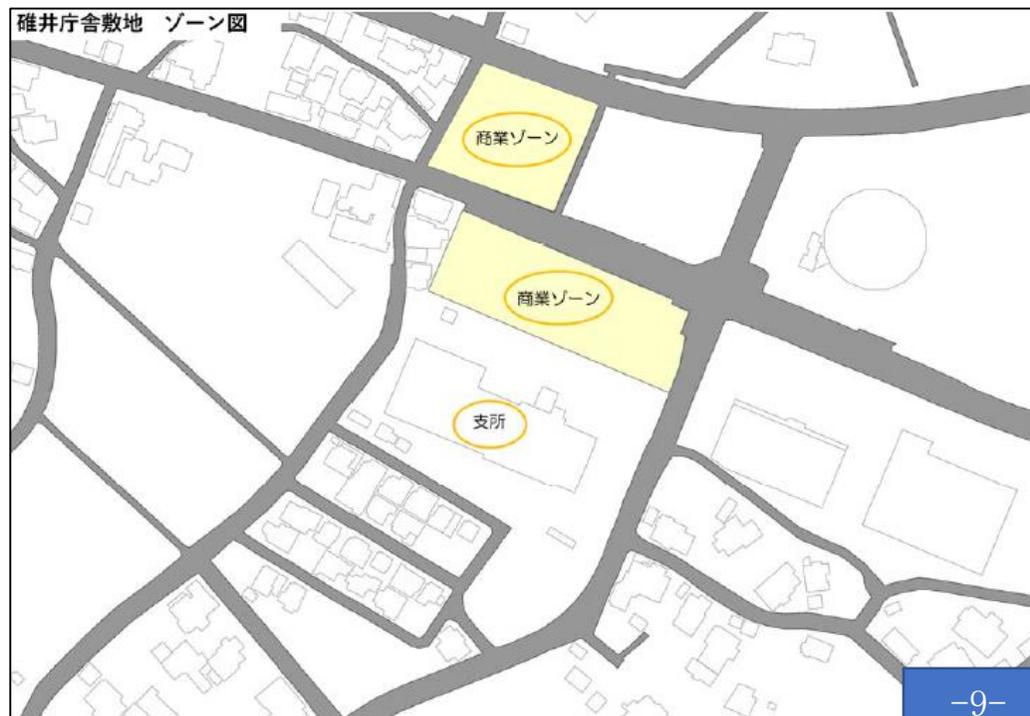
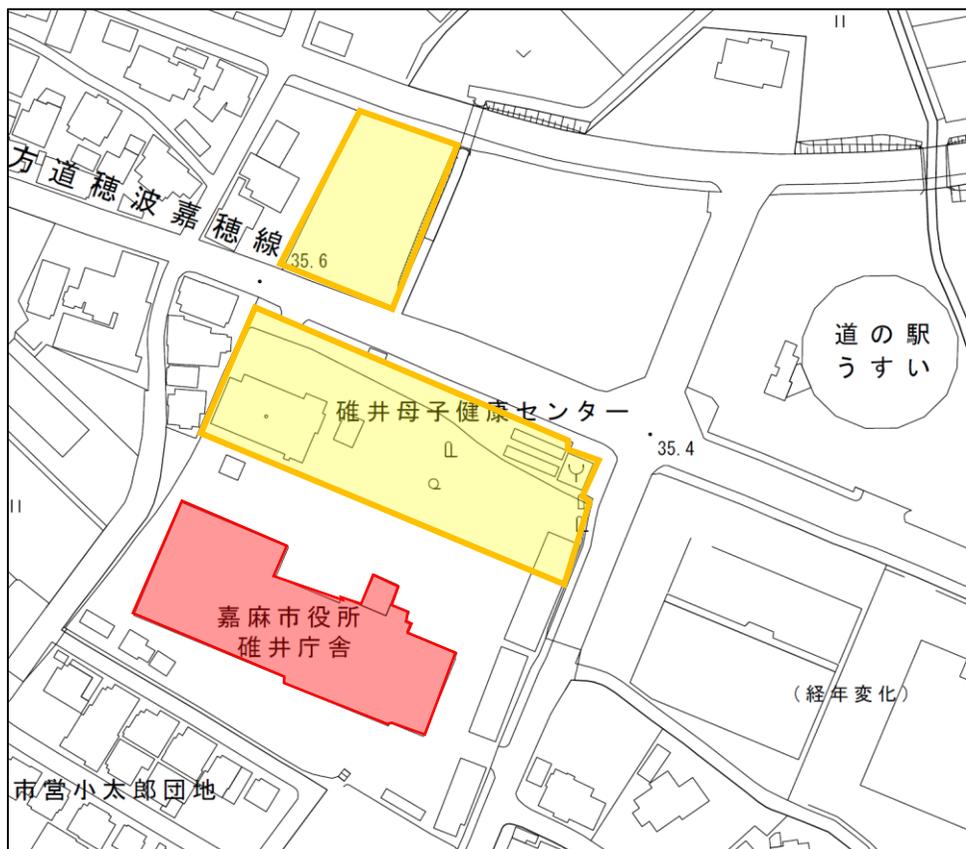
各地域の土地利用・整備方針について（令和元年6月現在）

1 碓井地域の土地利用・整備方針

- ① 碓井庁舎を利活用し、支所及び教育委員会・子育て支援担当課・男女共同参画担当課（当面の間）を設置。（教育研究所・碓井地区公民館・男女共同参画取組支援拠点施設についても併設）
- ② 碓井庁舎、碓井琴平文化館や道の駅うすい等の既存施設を有効活用し、相互にいかしながら回遊性のある地域整備を行う。
- ③ 道の駅うすいや民間商業施設が集積していることから、商業振興拠点として整備を行い、地域の活性化を行う。

2 碓井地域の利活用方針

碓井庁舎跡地の利活用方針は、「商業振興」を基本としている。まずは、民間事業者が商業地域のための事業用地として活用することを前提とする。



各地域の土地利活用・整備方針について（令和元年6月現在）

3 碓井地域の整備スケジュール



※民間活力の活用については平成29年度策定の基本計画に基づき、平成30年11月から12月にかけて庁舎等建物付きの跡地利活用の公募を行ったところですが、具体的な提案が出なかったことから、計画に従い、建物除却を前提とした民間活力を導入するための公募を行います。

各地域の土地利用・整備方針について（令和元年6月現在）

1 嘉穂地域の土地利用・整備方針

- ① 交通の要衝で利便性が高く親しみのある嘉穂庁舎敷地周辺に支所を設置し、観光施設や歴史、文化の特性をいかした情報発信の観光促進拠点として整備する。
- ② 老朽化した \textcircled{A} 嘉穂庁舎及び \textcircled{B} 旧大隈小学校校舎を除却し、自然環境や歴史・文化の特性をいかした地域整備を行う。
- ③ 緑豊かな自然環境や住みよい環境特性をいかした定住促進拠点として整備する。



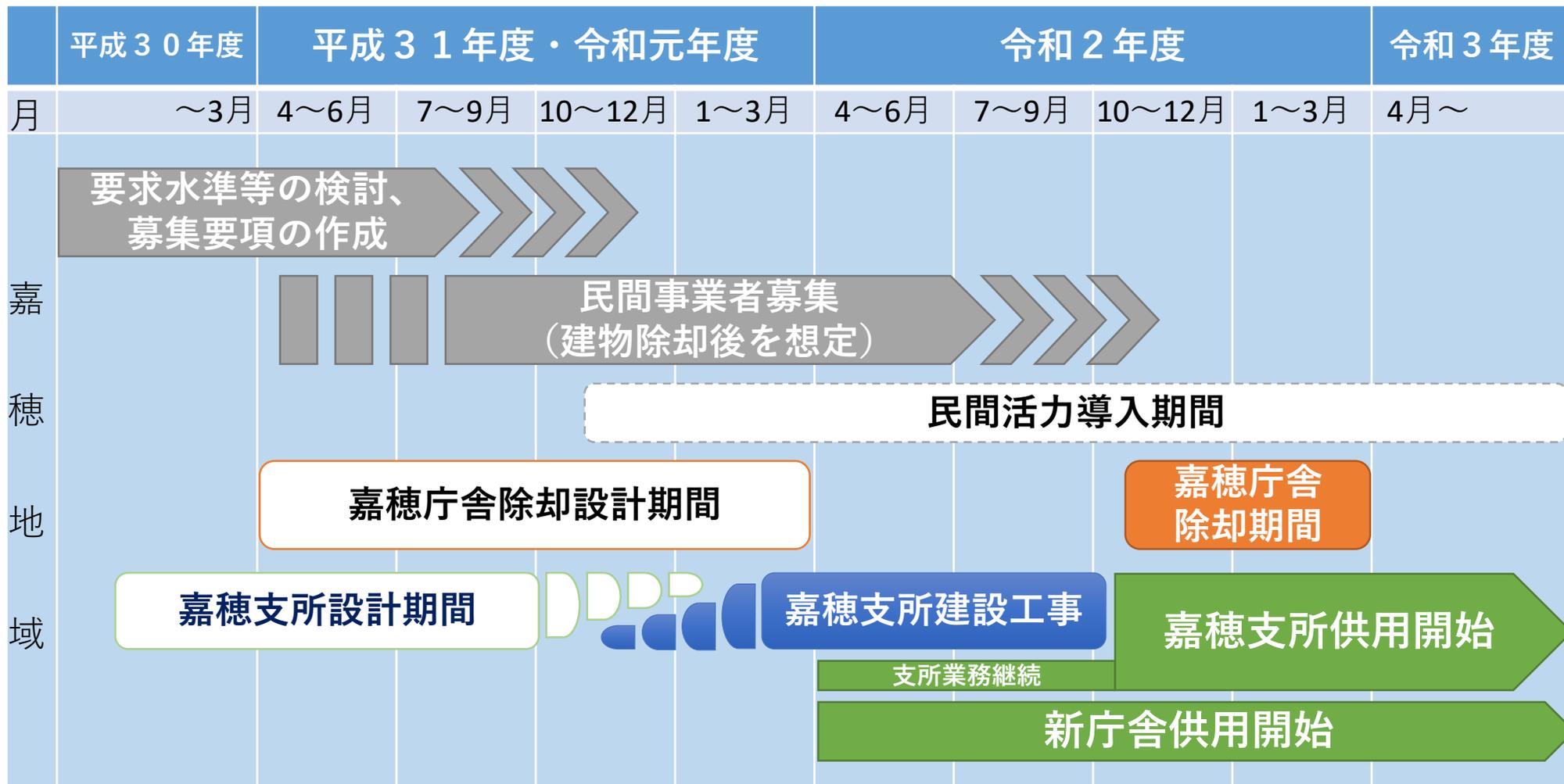
2 嘉穂地域の利活用方針

嘉穂庁舎跡地の利活用方針は、「観光促進拠点」、「定住促進拠点」を基本としている。まずは民間事業者による事業用地として活用することを前提とする。



各地域の土地利活用・整備方針について（令和元年6月現在）

3 嘉穂地域の整備スケジュール



※民間活力の活用については平成29年度策定の基本計画に基づき、平成30年11月から12月にかけて庁舎等建物付きの跡地利活用の公募を行ったところですが、具体的な提案が出なかったことから、計画に従い、建物除却を前提とした民間活力を導入するための公募を行います。